

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営監督機能の透明性・公正性や意思決定の機動性が求められるなか、現状の取締役・監査役制度を中心とした組織体制にて、経営環境変化に迅速に対応できる経営システムの維持・実践を重要課題としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	27,315,560	14.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	13,542,200	7.31
安藤ハザマグループ取引先持株会	6,888,650	3.72
株式会社みずほ銀行	6,476,630	3.50
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,089,300	2.21
安藤ハザマグループ従業員持株会	3,470,358	1.87
シービーロンドンアールイーファンド116	3,227,400	1.74
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	2,855,100	1.54
朝日生命保険相互会社	2,616,490	1.41
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,404,700	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

- 【大株主の状況】は、平成26年9月30日現在の株主名簿の記載に基づいて記載しております。
- 上記の割合(%)は、自己株式(377,728株)を含めて算出しております。
- 上記の所有株式数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社については、信託業務に係る株式数を把握しておりません。
- 株式会社みずほ銀行およびその共同保有者から、平成26年5月22日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成26年5月15日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名/保有株券等の数/株券等保有割合]
株式会社みずほ銀行/6,476,630株/3.50%
みずほ証券株式会社/635,500株/0.34%
みずほ信託銀行株式会社/3,352,900株/1.81%
合計/10,465,030株/5.65%
- 三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者から、平成26年6月19日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成26年6月13日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名/保有株券等の数/株券等保有割合]
三井住友信託銀行株式会社/5,889,340株/3.18%
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/168,800株/0.09%
日興アセットマネジメント株式会社/5,437,000株/2.94%
合計/11,495,140株/6.21%
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成26年7月22日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成26年7月14日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名/保有株券等の数/株券等保有割合]
三菱UFJ信託銀行株式会社/5,671,700株/3.06%
三菱UFJ投信株式会社/1,759,400株/0.95%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社/167,686株/0.09%
国際投信投資顧問株式会社/2,896,100株/1.56%
合計/10,494,886株/5.67%
- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者から、平成26年9月19日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成26年9月15日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名/保有株券等の数/株券等保有割合]
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社/9,472,100株/5.11%
JPモルガン証券株式会社/93,994株/0.05%
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー/399,355株/0.22%

ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション／672,700株／0.36%
合計／10,638,149株／5.74%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、会計監査人と監査方針、監査計画、監査報告および監査実施状況等について、適宜意見交換・情報交換を行い、連携して監査の実効性を高めております。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための「監査業務の品質管理のシステム」について、報告を受けております。

なお、会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であり、平成25年度における当社の同監査法人に対する報酬の内容は、以下のとおりです。

1) 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額 98,900千円(平成24年度の監査に係る追加報酬11,000千円を含む)

2) 上記以外の業務に基づく報酬 2,940千円

・監査役は、内部監査部門である監査部と協議および意見交換を行い、監査を効率的に実施できるよう、緊密な連携を保持しております。また、監査部は、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を会長、社長、取締役会および監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
黒崎純一	他の会社の出身者										○
江尻隆	弁護士				○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

黒崎純一	○	黒崎純一氏は、当社の取引先である朝日生命保険相互会社の出身です。同社からの建設工事受注額(平成26年3月期)は全体の約0.2%です。	生命保険会社(朝日生命保険相互会社)における豊富な経験と見識をお持ちであり、社外監査役としての職務を公平かつ公正に遂行していただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 また、同氏の出身先である朝日生命保険相互会社は、当社の主要取引先・主要株主のいずれにも該当せず、有価証券上場規程、および上場管理等に関するガイドラインにも抵触しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
江尻隆	○	—	江尻隆氏は、弁護士として培われた専門的な知識と長年の経験等をお持ちであり、監査役としての職務を公平かつ公正に遂行していただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 また、社外監査役になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門性と長年企業法務の実務に携わった経験をお持ちであり、有価証券上場規程、および上場管理等に関するガイドラインにも抵触しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株式報酬型および通常型のストックオプションを付与しております。(現在、新たな付与は実施しておりません。)

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役(執行役員を含む)に対して、平成20年度、21年度、22年度および23年度の計4回、株式報酬型ストックオプションを付与しております。
また、従業員(上級幹部のみを対象)に対して、平成20年度と21年度の計2回、通常型ストックオプションを付与しております。(現在、新たな付与は実施しておりません。)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

・有価証券報告書、決算短信、事業報告において、全取締役の総額を開示しております。
・平成25年度の全取締役の報酬総額は176,227千円、全監査役の報酬総額は34,212千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外監査役が取締役会、監査役会等の重要な会議に出席し、意見を述べ、情報を共有できる体制としております。
・会議に出席しない社外監査役に対しては、出席した他の監査役等から報告・説明を行うほか、関係資料の閲覧に応じております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、「取締役、取締役会」を「意思決定機能および業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員および執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離しております。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 取締役

取締役の経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に最適な経営体制を構築するため、任期を1年としております。また、取締役会構成員としての役割と責任を明確にするため、役付取締役を設けず、代表取締役と取締役の区別のみとしております。

(2) 取締役会

取締役会は、当報告書の提出日現在10名で構成され、毎月開催し、経営に関する重要事項の迅速な意思決定および業務執行状況の監督を行っております。

(3) 経営会議

経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化をはかるべく、経営会議を毎月開催しております。

(4) 執行役員制度

執行役員の人数は、当報告書の提出日現在37名です(取締役兼務者10名を含む)。役位を「会長」「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の6区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年としております。また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度としております。

(5) 執行役員会

執行役員制度により、合議機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催しております。

(6) 監査役(会)制度

各監査役(社外監査役を含む)は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、各期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本社および主要な事業所の監査を実施しております。

(7) 各種委員会

コンプライアンスに関する事項の審議・諮問機関であるコンプライアンス推進委員会、安全衛生管理に関する事項の審議・諮問機関である中央安全衛生委員会など、経営の合理化に資するための各種委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・取締役会による取締役の監督と、監査役による取締役の監査が、現状において十分機能しているため、引き続き、取締役・監査役制度を中心とした組織体制としております。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、社外監査役を選任しております。社外監査役により、取締役の業務執行に対する監督機能、外部的視点からの助言機能など、経営監視面における役割は十分に果たされていると考えております。
- ・企業価値を継続的に高め、ステークホルダーの皆様への要請に応じていくためには、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実と、環境の変化に応じた定期的な体制の見直しが不可欠であると考えております。そのため、社外取締役の選任につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会の招集通知をホームページに掲載しております。 ・株主総会のビジュアル化を実施しております。事業報告の内容をグラフ・写真を用いてスライド化し、わかりやすさ、伝わりやすさの向上を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算および第2四半期決算発表時に説明会を毎回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主向け報告書(第2四半期・期末)、ファクトブック、アニュアルレポートなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CSR推進部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役職員が職務遂行上遵守すべき基本ルールとして「安藤ハザマ行動規範」を制定し、ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR活動・コンプライアンス活動を推進するとともに、企業イメージ向上のための情報発信を行うため、CSR推進部を設置しております。 ・当社の企業活動全般をCSRの観点からご紹介するため、「CSR報告書」を発行するとともに、ホームページにCSRに関するコンテンツを設けております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」について、平成18年5月15日の取締役会で決定し、平成25年11月14日付で以下のとおり改定しております。

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務執行を監査する。
(2)取締役は、「安藤ハザマ行動規範」に基づき、法令の遵守、企業倫理の徹底を率先して行うとともに、従業員がこれを実行するよう指導・監督する。
(3)コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。
(a)コンプライアンスに関する事項を審議・諮問する機関としての「コンプライアンス推進委員会」及び推進部門の設置
(b)本社各本部等及び支店ごとの責任者・担当者の任命
(c)事業年度ごとの「全社コンプライアンス基本計画」の策定、及び計画に基づく教育・研修の実施
(4)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
(5)内部監査部門は監査の実施により、社長、取締役会及び監査役会に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
(6)コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決するため、内部通報制度を整備し、外部の法律事務所を含む相談・通報窓口を設置する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
会議体議事録(取締役会・経営会議等)・決裁書類等の取締役の職務執行に係る重要な情報(電子データを含む)については、「文書管理規定」・「情報システムセキュリティ規定」に基づき、所管部署が適切かつ確実に保存・管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)品質・安全・環境・災害・コンプライアンス・情報・財務等、想定される様々なリスクに対応するため、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスク発生時の未然防止・再発防止を図る。
(2)不測の事態が発生した場合は、「事業継続計画」及び「緊急事態対応マニュアル」・「災害対応マニュアル」等に基づいて迅速かつ確実に対応し、損害の拡大防止と極小化を図る。
(3)外部環境の変化に対応するため、リスク管理に関する全社体制(方針・規定・組織・仕組み等)について、関係部門を中心に検討し整備する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役、取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、経営会議、執行役員及び執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、「職務権限規定」・「決裁規定」により業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率を図る。
(2)取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、経営会議において、経営政策及び重要な業務執行事項等を審議し、取締役会審議の活性化・効率化を図る。
(3)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた「中期経営計画」及び事業年度ごとの数値計画・事業方針により、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。
(a)「安藤ハザマ行動規範」に基づく法令の遵守、企業倫理の徹底
(b)事業年度ごとに策定された「全社コンプライアンス基本計画」の実行、及び上記計画に基づく教育・研修の実施
(c)適正な営業活動を確保するための手続き、及び協力会社との公正かつ透明な取引への対応のための手続きを定める。
(3)「職務権限規定」・「決裁規定」に基づき、業務執行の責任と権限を明確にするとともに、業務執行の状況を取締役会または経営会議へ報告する。
(4)内部監査部門は監査の実施により、取締役会及び監査役会に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
(5)コンプライアンスに関する問題の発生を把握したときは、内部通報制度に基づき、外部の法律事務所を含む窓口へ相談・通報する。
- 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の「決裁規定」に基づき、関係会社ごとに担当部門を定めるとともに、当社の従業員を関係会社の取締役、監査役の一部として派遣し、事業運営を指導・支援・管理する。
また、会社の年度事業計画や、関係会社が行為主体となる事項について、当社の「決裁規定」に基づき当社取締役会及び経営会議に上程または報告する。
(2)当社監査役及び内部監査部門により、関係会社の監査を実施し、その状況を確認する。
(3)当社の内部通報制度を、関係会社の取締役、監査役、従業員にも適用する。
- 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役から要請があった場合、監査役職務を補助するために監査役会事務局を設置し、監査役スタッフを配置する。
(2)監査役スタッフの人事・勤務体制・処遇・権限等については、その独立性の確保に留意し、事前に監査役と協議のうえ決定する。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役及び従業員は、会社の経営に影響を与える重要な事項が発生したときは、直ちに監査役または監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
(2)監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に随時報告するとともに、会計監査人、取締役、内部監査部門等の従業員その他の者から報告を受けたときは、監査役会に報告する。
(3)監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会その他の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる。また、「コンプライアンス推進委員会」に委員として出席し、コンプライアンスの推進状況等について報告を受ける。
(4)監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換等により相互の意思疎通を図る。
(5)監査役及び監査役会は、取締役及び従業員等と相互の意思疎通を図り、また内部監査部門や会計監査人と連携して、効率的な監査を実施する。
- 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価基準を定め、内部監査部門は内部統制の有効性を評価する。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正措置をとる。
- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
(※次項をご覧ください)

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」(平成25年11月14日改定)の第10項に、以下のとおり記載しております。

- 「安藤ハザマ行動規範」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶を徹底する。
- 「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、不当要求に対する社内体制を整備するとともに、警察・弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。
- 工下下請負契約約款に、反社会的勢力排除条項を定める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に記載事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・当社では、金融商品市場の公正性と健全性に資することを目的として、重要な会社情報を利害関係者(ステークホルダー)へ迅速、正確、公平に開示するための社内規則「会社情報の適時開示に関する内規」を制定し、周知徹底しております。
・情報開示責任者(社長室長)は、適時開示に該当すると思われる事項を管理部門を通じて報告させるほか、重要な会社情報が生じた場合には、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に基づき、「決定事実」は会社が決議・決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で速やかに開示しています。

